

らんぷ

NO. 18 2011年8月1日発行

<発行所>

始良伊佐地区事務職員協議会事務局

〒899-5403

始良市増田399 始良市立三船小学校

TEL 0995 (65) 2371

FAX 0995 (65) 2835

～会長あいさつ～

5月25日の総会で会長を引き受けることになりました。地区事務職員協議会の目的である事務職員相互の親睦や情報交換による資質の向上にむけて頑張りたいと思います。

さて、3月11日に起きた東日本大震災による地震・津波と福島原発事故により日本全体が人的にも物的にも大きな被害を受けました。今後、津波対策や原発の安全強化などを含む復興全体の費用は40兆から50兆に達するのではという経済学者もいます。この大地震の被害が私達の日常生活に大きくのしかかってくると同時に仕事面でも色々な影響が出てくるのではないかと思います。

また、近年事務職員の仕事に関して旅費制度の改正が平成17年度・諸手当認定権の移譲が平成19年1月・学校事務の共同実施が平成22年度より薩摩川内市・東串良町を皮切りに県内各市町村で本格実施しています。始良・伊佐地区でも平成25年度をめどに完全実施の予定です。今後も仕事内容が大きく変わっていくと思いますので会員一同研修を深めながら力量を高めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

～県の事務監査について～

本年度も始良伊佐教育事務所管内で、県の事務監査を受けた6校（国分北小・溝辺小・霧島小・吉松小・大口小・重富中）すべての学校から、監査がどのような内容だったかをアンケート形式で教えて頂きました。御協力ありがとうございました。

①提出帳簿等

出勤簿・給与支給内訳書・資金前渡職員任命簿及び記録票・使者届及び口座振込申出書・旅行命令簿及び出張復命書及び私有車公務使用登録（変更）申請書・教員特殊業務手当確認簿及びその支給要件が確認できる書類・教育業務連絡指導手当実績簿・多学年学級担当手当の支給が確認できる書類・超過勤務命令簿・休暇処理簿及び研修承認簿・手当認定簿（扶養・住居・通勤・単身赴任・子ども）・実績手当等報告書

②事前の教育事務所への提出日

5月6日（金）

③監査日

5月18（水）

午前9時30分から午前10時30分まで 溝辺小・霧島小

午前10時30分から午後0時まで 吉松小・大口小

午後1時から午後3時まで 国分北小・重留中

④監査員数

1名（数ヶ所で監査）

⑤出席学校職員

校長と事務職員

⑥指摘事項

○特になし

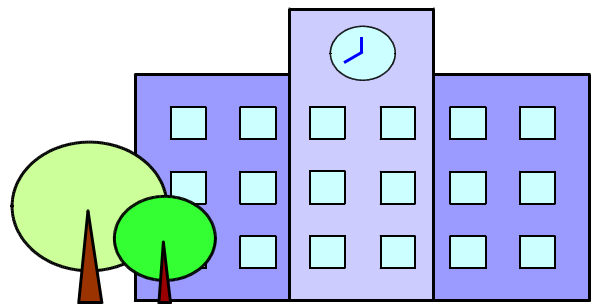
○住居手当の領収書に毎月の金額が不明で家賃支払いの確認が出来ないので、後日提出を求められた。後日家賃引き落とし額のもののコピーをファックスで監査委員会に送付した。

○監査員からは、これはこうなっているんですね、という確認事項がほとんど。指摘事項はなかった。

○教育事務所での事前監査により、出勤簿の表示抜け・認定簿の記入漏れなどの指摘事項あり。

○教育事務所の予備監査で印鑑漏れ、出勤簿のゴム印の押し間違い、超過勤務命令簿の曜日の間違いなど指摘があり、訂正を行いました。

○県の監査では提出した帳簿について順番にその中から、いくつか抽出してチェックするという形で行われました。勤務承認・処理簿や旅行命令簿は出勤簿と照合しながら4つ5つ、主任手当や特殊業務手当については1ヶ月分（9月分）を出勤簿と実績報告書と給与明細書で、また、各手当の認定簿については平成22年度中に認定されたものについて確認しました。但し、監査員が監査員1年目とのことで、学校の書類にあまり詳しくなく、監査員が疑問に感じたこと（資金前渡記録票の4月分の現金受領について、主任手当の報告から支給されるまでの流れ、教員特殊業務手当（部活動関係）の金額や要件、夏季休業中の部活動の大会への「研修」での引率など）を質問しながら、ひと通りの書類を閲覧しました。指摘事項は特にありませんでした。



⑦感想

○自分の作成した帳簿や報告書等の監査だったら、もっと気持ちを込めて準備出来たと思いますが、前任者の分の監査でしたので、少し気持ちが楽でした。尚、私は3年連続で県の監査に当たっています。（内2回は前任者の分）こんなこともあるのですね。

○県の監査を受けた感想は、事前に教育事務所のチェックがあり、書類不備については整えていたので、心配はなかったが、精神的に圧迫感があった。

○監査員は均一な監査ではなく、各自違った角度からの切り込みを行っていたので、書類に不備があった場合は追求される可能性がある。

○修学旅行について、かなり詳しく説明を求められた。日程→出勤簿と教員特殊業務確認簿添付書類で確認。引率者→出勤簿・旅行命令簿・復命書で確認。旅費支給状況→領収書（明細）・旅行命令簿の精算欄で確認。*人員で割って単価を算出し

ているのは、教育長通知による教育現場独特の方法だということ、監査員はその場で認識した。
*実施日・旅費請求日・支給日に2ヶ月かかっていることを指摘されたが、学校での精算処理自体に時間がかかるので、そこまで遅延状態ではないと釈明。
*旅費請求書は提出書類には含まれてないので、持参したほうがいい。

- 当該年度中の認定内容はすべて説明を求められる。それぞれの確認方法について、特に通勤距離算定は、確実に証拠を残しておくべき。「実測に勝るものはない」(通知通達集)→実測証明書を整えておけばよいだけではなく、旅行命令簿まで求められるケースもあり。
- 知事部局と県教育庁管轄の事務処理の違いを認識させられた。*勤務処理の「研修」とは何かという説明を求められた。
- 第3者が見てわかりやすい書類の綴り方は何だろうと考えさせられた。*1回提出した書類について、後で訂正を入れた時の欄外への顛末メモ。*認定簿巻頭に明細をつける(認定簿の目次のなもの)などの工夫。
- 監査員それぞれで尋ねるポイントが違うので、広く事情説明出来るような「手持ち」資料の持参が必要。(旅費請求書控・旅費差引・超勤差引・単価・計算内容など)書類上のミスをつぶすの言うまでもない。(これは事前監査でクリア出来るが、もちろん校内点検・支援室でのチェックを定期的に行うべき。)
- 全般的に、当事者外から指摘を受けることで、日常的な業務のあり方について再点検出来るので、地区事協で集約した内容は事務職員それぞれが真摯に受け止めて欲しい。監査を受ける心理的疲労は大きかったが、「いかに楽に逃れるか」という姿勢はあってはならない。
- 今年は例年よりうるさくないようだった。
- 監査員の方が学校現場をよく知らないようだったので、指導を受けるというよりこちらが現場を説明するという感じで、なんだかあっけない感じでした。
- 勤務・手当・給与・旅費等を見直しができ、兼務を考えるいい機会になったが、時期をずらせないのかなあと思いました。
- 監査予定時間が午後1時から午後3時までのところ1時間程度で終了し、時間・内容ともにあっけない感じがしました。但し、監査員によって差があると思うので、今回の監査はあまり参考にならないという印象です。

～共同実施について～

1学期の総会で各市町の共同実施の状況について集約することをお話しましたが、各市町代表者の方に調査を依頼したところ早く回答を頂きました。ありがとうございます。

県は全市町村に共同実施を導入することを決定しています。始良・伊佐地区内の各市町の同行も共通理解しておく必要があると思います。

調査の内容は下記番号の通りです。参考にして下さい。状況は平成23年7月4日現在です。

- ①本格実施予定時期
- ②県の共同実施(案)との相違

- ③条例改正等の状況
- ④試行的実施があればその状況
- ⑤支援室の数・ブロック割り・実施回数等
- ⑥その他



協力をし、ランプのように、未来を照らしていきましょう。

(霧島市)

- ①平成26年4月
- ②殆ど全部(詳しい内容は⑥に記載)
- ③学校管理規則は既に変更されています。
- ④諸手当認定権がおりてから自主的に実施。
- ⑤支援室の数は10。ブロック割りはほぼ中学校区毎。実施回数は年11～13回。(この支援室の数等は④の自主的な試行の実態)
- ⑥霧島市教委からの「共同実施」に関する提案等
 - 5月13日霧島市教委より「共同実施」(案)について提案あり。
 - ・支援室の数5(通常の支援室と比べ学校数が倍)
 - ・学校事務センターの設置(支援室の統括・指導)
 - ・学校事務センターにセンター長
 - ・市教委よりさまざまな支援室業務の例(主に市費)
 - ・研究推進委員会の立ち上げを行う。

○事務職員会で質問・意見等の取りまとめ。

○6月6日第1回霧島市学校事務の共同実施研究推進委員会開催。

- ・出席者(霧島市教委より総務課長他2名、事務職員会より会長他8名)
- ・学校事務の共同実施研究推進委員会設置規定(案)の説明
- ・委嘱状の交付
- ・会長、副会長の選出(会長<霧島市事務職員会会長>副会長<霧島市事務職員会副会長>)
- ・協議(事務職員会の質問に対して一部回答あり)
 - *情報交換が必要。代表レベルで話し合われた内容についても通知して欲しい。

→県教委が市町村に対し共同実施を始めるように再三促しており、始めるためには県の推進する形での実施は難しいので、今年度からまずは研究に着手することとした。

*今回のこの案は研究推進委員会の協議の中で変更が出来るのですか。

→子ども達のためによい方向へ導こうという考えにたって、お互い協議、検討していきたいというスタンスである。構想案が絶対ということではない。教育委員会としては、本市の学校数の多さや、面積の広さを考え合わせると、このような構

想案となった。

- * 県内どこにもない形態を提示した意図、目的を教えて欲しい。
 - 学校事務の共同実施の趣旨を考えたとき、県内どこにもない形態の研究を推進していくこととした。(現在、先行している県内他市の状況を見ると趣旨を完全に網羅していないと認識している。) 市教委としてしっかり責任をもって進めるには、バラバラではいけないので、集約の出来る場所が必要と考える。
- * 県の要綱と異なるところが多いですが、県の方針が変わったのですか。
 - 県の方針は変わっていない。調査研究を進めていく中で、県と協議が必要となる場面も想定される。
- * 本当に教師と子どもが向き合う時間の確保になるのか疑問です。その時間は他のことに使われないでしょうか。
 - そうならないように最善の努力をしています。
- * 学校が必要な予算を獲得するとありますが、これまでのような画一的な予算配分は見直されるのですか。
 - 学校裁量権の拡大を具現化するため、どういう手立てが出来るかお互いに調査研究を進めていきたい。将来にわたって厳しい予算編成が続いていくことが予想される中、学校事務の共同実施は予算を守るための、ひとつのツールになり得ると考えている。
- ・ 再質問(以下市教委回答)
 - * 多忙化する可能性はあるが、今以上に学校事務職員の存在価値は上がると思う。
 - * 支援室の数については柔軟に考えているが旧市町のくくりは考えていない。
 - * センターの是非については、かなり守備範囲が広がるので、霧島市の学校数面積等考えると必要。これから中味は考えていく。
 - * 参考にしたのは、青森県学校事務共同実施検討委員会が平成20年10月28日に出した「～学校事務の共同実施について【最終報告】」～である。
- ・ 意見交換
- ・ 今後の日程について
 - 平成23年8月 第2回研究会(先進地研修)
 - 10月 第3回研究会
 - 12月 第4回研究会
 - 平成24年2月 第5回研究会
 - 平成24年4月 業務内容決定等
 - 平成25年4月 共同実施試行・各種予算措置等
 - 平成26年4月 本格実施
- ・ 討議(以下市教委意見)
 - * 先行して実施している県内他市の様子を見ると、進んだ取り組みをしている支援室もあるが、そうでない支援室もあり、支援室ごとの差があると思った。そういった差を均等化することや情報の共有化を考えるとセンターかなと思う。
 - * 事務職員の事務、教員の事務ということで

はなく学校の事務という捉え方をして欲しい。

- * 5つのグループ分けにはこだわっていない。
- * 業務の例示はあくまでも例示である。

(始良市)

- ①平成24年4月より順次試行に入り、平成25年4月より市内全域で本格実施予定。
- ②ほぼ県の要綱(案)に沿った形での実施であるが、始良市独自のもう少しきめの細かい要望(案)になるよう検討・要望中。
- ③平成24年2月中をめどに必要な要綱(案)と学校管理規則等の整備を計画。
- ④必要は規則と執務室等の整備がなされるまでは、実施は行わないことを教育委員会と確認済み。そのため、まだ試行的実施なし。
- ⑤加治木ブロック(旧加治木町)・蒲生ブロック(旧蒲生町)・始良東部(帖佐地区)・始良西部(重富地区)・始良北部(山田地区)の5ブロックで当面の間活動。実施回数は月2～3回程度実施予定。
- ⑥共同実施に併せて、始良市学校財務事務取扱規程の制定を要望中。

(伊佐市)

- ①平成24年4月
- ②ほぼ同じ(薩摩川内市と同じような形を目指す)
- ③市教委は済んでいるといているが、支援室運営規定や専決規定等についてはまだである。
- ④平成23年6月より菱刈中校区で実施。他ブロックでも試行実施。
- ⑤支援室の数は3。ブロック割りはほぼ中学校区毎。実施回数は月1回。
- ⑥今年度になってから連絡協議会も開催されておらず、教育委員会の動きが遅い。

(涌水町)

- ①平成24年4月
- ②特になし
- ③県の(案)にそったかたちで検討中。
- ④平成23年10月より拠点校に集まりその中で共同実施の体制づくりを行っていく予定。
- ⑤支援室の数は1。実施回数は月1回程度を予定。
- ⑥特になし。

編集後記

広報紙をまとめて思うのは、少しでも情報交換の手助けになればという事です。変化の激しい時代です、これまで以上に事務職員相互間の連携が必要になると思います。

現在の学校に異動し2年目になります。前任の薩摩川内市立平佐東小学校は事務室にクーラーがあり快適な執務環境でしたが、現在の事務室は……。まだまだ暑い夏が続きますが健康には留意して過ごしましょう。

文責 針持小 上西